

新潟市財産経営推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市が保有する資産の適正管理と公共施設の適正配置、有効活用を推進するため、新潟市財産経営推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 財産経営の方針等に関する事項
- (2) 公共施設の最適化、歳入確保、歳出縮減、長寿命化の総括に関する事項
- (3) その他財産経営に関する重要な事項

(本部組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長、教育長、水道事業管理者及び病院事業管理者をもって充てる。
- 3 本部員は、新潟市庁議要綱第2条第1項第3号に規定する者及び本部長が必要と認める者をもって構成する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故のあるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部会議は、本部長が必要と認めるときは、当該審議事項に関係のある副本部長、本部員のみで開催できる。
- 3 本部長が必要と認めるときは、本部会議に本部構成員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

(部会)

第6条 本部に次の部会を設置し、それぞれの総合的な検討、調査及び調整を図る。

- (1) 公共施設部会 新增築や改築、複合化、多機能化及び長寿命化など
- (2) インフラ資産部会 各資産別の維持管理計画の策定や進行管理など

(部会組織及び部会長等)

第7条 公共施設部会長及びインフラ資産部会長は財産経営推進担当部長をもって充てる。

- 2 副部会長及び部会員は本部長が指名する。
- 3 部会は、各部会長が必要に応じて招集する。
- 4 部会長は部会を総括し、副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

5 各部長が必要と認めるときは、部会に部会構成員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

(事務局)

第8条 本部、公共施設部会及びインフラ資産部会の事務局は、財務部財産活用課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。